府令

○内閣府令第六十四号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第八章第一節の規定及び公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）を実施するため、公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年十二月九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（企画室及びデジタル市場企画調査室）	（企画室、経済調査室及びデジタル市場企画調査室）
第三条　総務課に、企画室及びデジタル市場企画調査室を置く。	**第三条**　総務課に、企画室、経済調査室及びデジタル市場企画調査室を置く。
［２・３　略］	［２・３　同上］
［項を削る。］	４　経済調査室は、独占禁止政策に係る事業活動（独占的状態に係るものに限る。）及び経済実態（独占的状態に係るものを含む。）の調査に関する事務（デジタル市場企画調査室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
［項を削る。］	５　経済調査室に、室長を置く。
４・５　［略］	６・７　［同上］
（取引調査室及び相談指導室）	（取引調査室及び相談指導室並びに上席転嫁対策調査官）
第五条　取引部取引企画課に、取引調査室及び相談指導室を置く。	**第五条**　取引部取引企画課に、取引調査室及び相談指導室並びに上席転嫁対策調査官一人を置く。
［２～５　略］	［２～５　同上］
［項を削る。］	６　上席転嫁対策調査官は、命を受けて、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成二十五年法律第四十一号）第三条及び第八条の規定に違反する行為の防止及び是正に関する事務を行い、並びに当該事務を総括する。
（下請取引調査室並びに企画官及び上席下請取引検査官）	（下請取引調査室及び上席下請取引検査官）
第六条　取引部企業取引課に、下請取引調査室並びに企画官一人及び上席下請取引検査官三人を置く。	**第六条**　取引部企業取引課に、下請取引調査室及び上席下請取引検査官三人を置く。
［２・３　略］	［２・３　同上］
４　企画官は、命を受けて、企業取引課の所掌事務に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。	［項を加える。］
５　［略］	４　［同上］
附　則	**附　則**
［条を削る。］	（上席転嫁対策調査官の設置期間の特例） **第二条**　上席転嫁対策調査官は、令和五年三月三十一日まで置かれるものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

デジタル庁令・省令

○デジタル庁・総務省令第十二号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号）の一部の施行に伴い、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一及び別表第二の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

内閣総理大臣　岸田　文雄

総務大臣　松本　剛明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部改正）

第一条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。